

高速道路の料金割引に関する緊急提言

国においては、平成 20 年度から緊急経済対策（利便増進事業）として、高速道路の料金割引を実施しており、これにより利便性が大幅に向上し、地域間の交流・物流が活性化され、我が国全体に大きな経済効果をもたらしてきた。

しかし、利便増進事業については平成 25 年度末をもって終了することとなっており、去る 8 月 27 日に発表された国土交通省の「平成 26 年度予算概算要求」においても、「必要な措置を要求する」とされたものの、割引のための財源は示されなかった。

来年度以降、料金割引の縮小により、高速道路の利用料金が実質的に値上がりすれば、地域間の交流・物流が停滞し、回復しつつある日本経済の成長や国民生活への影響が懸念される。

このことから、次の事項について強く要請する。

- 1 高速道路の料金割引について、現行の水準を維持し、地域間格差のない、利用しやすいものとする。
- 2 そのために、必要な財源確保等の措置を講じること。
その際には、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないようにすること。

平成 25 年 9 月 25 日

全国知事会 国土交通常任委員会 委員長
大分県知事 広瀬 勝貞